

障害者活躍推進計画

令和7年4月

長崎県病院企業団

機関名	長崎県病院企業団
任命権者	企業長 八橋 弘
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間) なお、計画期間内においても、毎年度取り組み状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。
長崎県病院企業団における障害者雇用に関する課題	各職員が能力を発揮しつつ法定雇用率を維持していくために、各種取り組みを継続して進める必要がある。

目標

①採用に関する目標	【実雇用率】 各年6月1日時点で法定雇用率以上 (評価方法)毎年 of 任免状況通報による把握
②定着に関する目標	職場環境を理由とする不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法)アンケート調査等により当該年度採用者の定着状況を把握
③満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	前年度を上回る。 (評価方法) 毎年 of 任免状況通報調査の際に在籍している障害のある職員(新規採用を除く)に対し、アンケート調査等により把握し管理する。

取組内容

1.障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として、本部総務部長を選任する。 ○5人以上障害のある職員を雇用する事業所には、障害者職業生活相談員を1名以上選任する。 ○障害のある職員の雇用が5人未満の事業所においても、身近に相談できる体制の構築を図る。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任されたものは、労働局が開催する障害者生活相談員資格認定講習を受講する。 ○障害者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課または長崎労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。
2.障害者活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○定期的に面談を行い、障害のある職員と業務の適切なマッチングができているのかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。 ○採用前の合格者面談を実施するなど、障害のある職員の障害特性や能力、希望等を踏まえ、適した業務等を確認する。
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○障害のある職員からの要望を踏まえ、就労支援機器の購入等、環境整備を検討する。 ○障害のある職員からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。 ○採用選考時においても、拡大文字による対応のほか、障害特性から必要な機器の持込、手話通訳者や就労支援機関の職員等の同席を可能とするなど、採用選考の実施にあたり、必要な配慮を行う。 ○新規に採用した障害のある職員については、面談に

	より必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるにあたっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2)募集・採用	○特別支援学校等の生徒を対象とした職場実習を積極的に行う。 ○一般職員の募集と併せて、軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫する。 ○新規採用の場合には、職場の具体的なイメージを持つことができるよう、採用前に業務見学や説明等の機会を設け、障害者一人ひとりの障害特性や適した業務等の確認を行う。 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できること、といった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能、といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関のみの受け入れを実施する。
(3)働き方	○ワーク・ライフ・バランスの実現等に向け、時間単位の年次有給休暇や、各種休暇の利用を促進する。
(4)キャリア育成	○院内の勉強会には過重な負担となる場合を除き参加するよう促すなど、実務能力や専門性の向上を図る。 ○視覚障害者について資料を拡大するなど、研修受講にあたり必要な配慮を行う。
(5)その他の人事管理	○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障害のある職員からの要望を踏まえ、障害特性に配

	慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう支援する。 ○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講ずる。
4.その他	
	○効果的かつ効率的な取り組みとなるよう、法令の改定のほか、障害者の要望や意見等も踏まえて対応していく。 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。